

Member Circular 1/2016

イランへの航海 - P&Iカバー

こちらは、英文記事「[Iran trading - P&I cover](#)」(2016年2月)の和訳です。

メンバー各位

はじめに

1. イラン制裁の状況について取り上げた、2016年1月19日付の [Member Circular 12/2015](#) をご参照ください。本サーキュラーは、イラン発着の航海に係る意思決定のための参考情報として、P&Iカバーの利用の可否と、補償額の不足が発生する可能性についてご説明するものです。下記の内容のいくつかは、米国の制裁対象となるイラン以外の国々への航海にも当てはまる可能性があります。
2. 近年、国連、米国、EUを中心に、イランに対して以下の禁止事項をはじめとする各種制裁を科してきました。
 - (a) 米国人(米国の金融機関を含む)がイランに関連するビジネスを行うこと。
 - (b) 制裁対象者や団体との取引を行うこと。
 - (c) イランの特定貨物(主に原油、石油・石油化学製品、ガス)の購入、販売、輸送などのイラン関連取引、または特定貨物の輸送に関する保険(P&I保険を含む)の提供行為。
3. 2015年7月、包括的共同計画(JCPOA)がP5プラス1の各国とイランとの間で合意されました。2016年1月16日(合意履行の日)に、上記(c)の米国、EUの通商制裁の大部分が解除されました。しかし、上記(a)および(b)の制裁措置については、依然継続されています。また、イラン以外の多くの国々(キューバ、ロシア・クリミア、北朝鮮、スーダン、シリア等)に関しては、依然として制裁が科されていることにご注意ください。

制裁措置とP&Iカバーとの相互影響

4. 国際P&Iグループ(IG)加盟全クラブの約款には、下記の条項が含まれています。
 - (a) 制裁措置に違反する、もしくは、当組合を制裁や制裁リスクに晒すような活動や債務については、P&I保険によるてん補が受けられないとする規定。
 - (b) 制裁の適用により、当組合の再保険(IGプール協定、超過損害額再保険プログラムまたはその他の再保険)からの回収に不足が生じた場合は、当組合からのてん補を差し止めるまたは制限(減額)するという規定。

IGプールおよび超過損害額再保険プログラム(GXLプログラム)への制裁の影響

5. 2016/2017保険年度において、IG加盟の各クラブは、一事故から生じる責任のうち、10百万ドルを負担することになります。10百万ドル超80百万ドル以下の責任はIG加盟の13クラブで分担されます(プール)。13クラブのうちいずれかが、(制裁措置の適用により)プールクレームに対する分担の拠出を禁じられた場合は、クラブの保険契約規定(ルール)に従ってメンバーが当該不足分を負担することになります。米国に所在する唯一の加盟クラブである(したがって、未だイランに対する米国一次制裁の対象となっている)American Clubは、イランの団体・個人(SDNリストに記載の場合を除く)が関与している場合でも、ほとんどの状況下でプールクレームの分担額を拠出することができるライセンスの恩恵を受けられるようになりました。
6. 80百万ドルを超える責任についてはGXLプログラムの範囲に含まれ、制裁が適用される場合は、プールクレームと同じ取扱い(第4項目記載)となります。ただし、CLC、バンカー条約、海難残骸物除去条約等のブルーカード、STOPIA/TOPIA協定などの承認済みの保証書の下で発生する責任(いわゆる「保証対象の責任」)に

については、GXL プログラムの下での再保険金の不足が発生した場合は、IG 加盟の 13 クラブが当該不足額を再プールすることで合意しています。これは、各クラブが適用される制裁により分担額の拠出が許可されていることを条件とし、いずれかのクラブが分担額を拠出できない場合は、当該クラブの不足額はメンバーが負担することになります。

7. 衝突や港湾施設等(FFO)の損傷等、承認済みの保証書の下での直接的責任をクラブが負わない責任(いわゆる「保証外の責任」)に関連して GXL プログラムの不足が発生した場合は、当該損失は IG 加盟の 13 クラブによる再プールの対象とはならず、クラブのルールに基づいてメンバーが負担することになります。
8. 米国所在の再保険会社による GXL プログラムへの参加は、依然として米国一次制裁の直接的な影響を受けます。同プログラムの大部分が米国との関連性を有し、米国所在の親会社や関係会社が継続する米国一次制裁によって支払いを阻まれることにより、非米国所在の米国の関係会社もしくは子会社である再保険会社の支払能力に影響が与える可能性があります。このことにより、GXL プログラムにおける回収に重大な不足が生じ、上記 5~7 の事態に晒される可能性があります。こうした不足額は、イランに航海する船舶やイラン所有船だけでなく、世界のどこを航海する船舶が負う責任(イラン所有船との衝突事故などのケース)にも当てはまる可能性があります。

OFAC との協議

9. 再保険の不足分が範囲・金額の両面で及ぼす潜在的な影響の大きさを考慮し、IG は、米国当局(内務省と OFAC)と直接協議を行っています。その目的は、GXL プログラムの全ての参加者が自己の義務を果たせるような長期的解決を実現することです。
10. 包括的あるいは個別的なライセンス供与の実現性に関して、現在 OFAC との間で協議を継続しています。同時に、IG ではイランに関する暫定的解決策を得るために、代替保険(GXL プログラムの不足分の全体または一部を穴埋めする保険)について異議がないかどうかを OFAC に確認しています。OFAC の異議がなければ、こうした代替保険が短期的な解決策になる可能性があります。代替保険の確保は容易なことではなく、マーケットのキャパシティの問題やカバー限度額などから、代替保険の対象は現段階では承認済みの保証書の下で発生する責任に限定される見込みです。暫定的なものか永久的なものかを問わず、解決策を実施するにはしばらく時間がかかる可能性があります。IG では、暫定的・長期的な解決策を実現するために、米国内務省および OFAC との積極的な協議を続けていきます。進展状況については適宜お知らせします。

上記に関するご質問は、[Kjetil Eivindstad](#)、[Tore Svingøy](#) または [ガードジャパン株式会社](#) までお問い合わせください。

国際グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad
CEO(最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性及び品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されており、翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。